

中山間地域の振興・最適土地利用総合対策事業を事例として

農業部門 吾郷秀雄

1. はじめに

近年の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境問題への対応、我が国の農業を取り巻く情勢等の変化に対応して2024年5月、「新食料・農業・農村基本法」が制定された。その基本理念は①食料安全保障の確保、②環境と調和のとれた食料システムの確立、③農業の持続的な発展、④農村の振興の4本柱である¹⁾。

上記基本法の改正内容を実現するため、25年には次期食料・農業・農村基本計画を策定し、その工程表に基づいて施策の進捗管理を行うこととなっている。

24年1月に出された人口戦略会議の「人口ビジョン2100」では、2100年の定常人口を8,000万人と推定し、今後10年で600万人以上が減少すると指摘している。その中で、人口減少の影響が一番大きいのは中山間地域である。

中山間地域は食料安全保障の確保のみならず国土保全にとっても重要な地域であり、従来から様々な支援がされてきたが、過疎化や農地・集落の減少は、悪化の一途を辿っているように見える。

本報では中山間地域に対する支援施策の中で、3年前に開始された「最適土地利用総合対策事業」²⁾を事例として、課題と改善策について考察する。

2. 中山間地域の重要性と課題等

(1) 中山間地域の重要性

中山間地域は、人口は全人口の約1割に過ぎないものの、農地面積・総農家数・農業生産額は各々約4割を占める重要地域である。

識者の中には過疎化や農地の減少は重要な課題と捉える一方、効率的な経済活動の展開とインフラ整備等の効率化の観点から、そもそもこれは問題ではなく、中山間地域のシュリンク（縮退）のあるべき姿であるとする厳しい声もある。

しかし、都市は都市だけで成立せず、行き過ぎた効率化は弊害を生む。都市の上流側に位置する中山間地域は、都市に水資源を供給する水源機能・下流への洪水防止機能などの多面的機能を有しているため、適切に維持管理されなければ荒廃して下流への災害を引き起こすリスクが高まる。また野生動物の侵入から都市を守る防護壁の役割も果たし、都市住民への癒しや良好な景観の提供、快適性などのアメニティも創出しているため、国民の大切な財産でもある地域と言える³⁾。

(2) 中山間地域の課題と住民等の意識

○中山間地域の課題

- ・ 中山間地域は我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能発揮の面でも重要な地域である一方、傾斜地が多くほ場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化等は容易でない。このため、生産性の向上が平地に比べて難しく、人口減少・高齢化による担い手不足等とあいまって、営農条件面で不利な状況にある。

- ・ また野生鳥獣の生息地となる山林と農地が隣接することから、平地に比べて農作物が鳥獣被害を受けやすく、荒廃農地が発生しやすい環境にあるため全国の荒廃農地の約 6 割が、中山間地域へ集中している。それが周辺の条件が良い農地まで拡大し、地域の生活環境を脅かしている。
- ・ 林業については木材価格の低迷や所有者不明林の拡大、山林資源を生かした産業育成の遅れなどから、林業従事者の減少と高齢化による後継者不足が顕著で、間伐不足などの管理不十分な林地が多くなり、土砂災害の増加や水源涵養機能の低下が懸念されている⁴⁾。

○地域住民と地域外住民の意識

- ・ 長年努力しても地域づくりの具体的な成果がなかなか見えないなか、中山間地域振興は難しいという「住民のあきらめ感（誇りの空洞化）」が最大の課題である。
- ・ 特定の者が頑張っている地域もあるが、ほとんどの住民は「わがこと」と考えていないため、全住民が危機意識を持って協力する体制整備ができていない。また協力したいと考えていても、何をどう協力したらいいのかが分からない人も多い。
- ・ 一方、内閣府の農山漁村に関する世論調査(2021 年)によれば、活力の低下した「農村地域に行って協力したい」との回答（農村関係人口）が 7 割もあり、農村に関心を持つ地域外住民が一定程度存在する⁵⁾。

3. 中山間振興の基本的な考え方と政府支援の現状及び優良事例

(1) 基本的な考え方

中山間地域の担い手となる人材の可能性や活用されていない未利用資源の考え方、農村関係人口についての基本的な考え方を述べる。

○地域の担い手となる人材

- ・ 実際に活動が期待される担い手は、現在の居住者ではなく、関係人口を含めた「やるきモン（わかモノ、よそモノ、とがりモノ）」になるケースが多い。現在の農業者は自分の土地管理に精一杯で、例え粗放な管理でも新たに増となる管理作業は難しい場合が多い。
- ・ 「やるきモン」はやる気はあるが、活動に結び付く関連情報（モノ・コト（地域住民の意識）・金）などが少ないという課題がある。
- ・ 上記のモノとは、「やるきモン」から見た魅力的な情報で、地区の人が不要と考えている未利用資源も、彼らにとっては魅力的な資源になる可能性がある。
- ・ 「やるきモン」が能力を十分発揮するためには、地域住民が「わがこと」として「やるきモン」を支援する体制づくりが必要である。

○活用されていない未利用資源の利用事例

- ・ 中山間地域の未利用資源には、耕作放棄地や放置林、空き家、菌床栽培の残渣などがある。それらの活用事例としては、放牧、雑木などの薪利用・ほだ木活用、菌床の残渣を活用したカブトムシ飼育・販売などの事例がある。
- ・ 地域の邪魔者になっている竹の有効利用については 12 年に「竹イノベーション

ン学会」が設立され、多岐の分野で製品開発が進められている。

- ・ タケノコを国産メンマとして活用するプロジェクトも全国で進められている。現在のメンマは90%が中国産であるため、円安の影響で価格が3年前の1.5倍にも高騰している。「キラメキノ未来（株）」は京都メンマプロジェクトを開始し、自社や他のラーメン店にも国産メンマを供給し始めている。長さ約1mの幼竹を1本1000円で買い取り、カットなどの加工を加え冷凍販売しており、環境保全への貢献に加え、地元高齢者の収入増やラーメン店の原料価格低下にも寄与するため、一石三鳥のビジネスモデルと評価されている⁶⁾。
- ・ 「竹」を建材として活用する事例もある。(株)日建ハウジングは、放置竹林問題の解決と脱炭素社会の推進を目指して、次世代の建築資材として竹を利用し始めている。竹は国内法では建材として定義されていないため、大学などと共同で竹集成材を開発し、23年に日本建築センターの性能評価書を取得した。
- ・ 土木用の竹筋コンクリート（以下、「竹筋コン」と呼ぶ）復活プロジェクトも始まっている。竹筋コンとは、鉄筋の代わりに竹材を補強材にする技術で、戦争などで鉄不足だった昭和初期やそれ以前にたくさん使われ、長者滝橋（岩手県一関市・文化庁有形文化財指定）など現存する建造物もある。この橋は85年前の1939年竣工の、径間18m・中央2連アーチ部と左右各2側径間部からなる道路橋で、東北大震災でも悪影響はなく現在も通常使用されている。
- ・ 山形県の新和設計（株）は鉄筋製造時のCO²発生や、実際は鉄筋の強度まで必要がないコンクリート製品も多いことを問題視し、昔使われていた竹筋コンを復活させるため、20年に日大などと連携して「竹筋コンクリート協議会」を設立した。会員の協力により、鉄筋コンクリートの60~70%の強度で竹筋コン製の二次製品U字溝を実用化し、日本産業規格（JIS）に適合する加重データを取得した。この取組は環境保全にとどまらず、竹伐採等のための冬期間の農家や高齢者の収入確保、竹加工に携わる障害者の社会参加など、様々な面から持続可能な社会に貢献できる技術であると指摘している⁷⁾。
- ・ このように地域の人にとっては未利用資源でも、それらを必要としている人にとっては貴重な資源になり得るが、「どこに・どのような資源が・どの程度あり・どのような条件」で使用可能であるかなどの情報が不可欠である。

○農村関係人口増大の取組

- ・ 前述の「やるきモン」の地区外から参加の可能性や地方移住の裾野拡大のためは、地域に継続的且つ多様な形で関わる農村関係人口の増大が必要である。
- ・ 関係人口増大のための事例として、知らない地域の繁忙期の農家や旅館にお手伝いをしながら旅する「おてつたび」（(株)おてつたび、18年設立）の取組がある。5万人のユーザーがあり、募集人員に対して希望者が2倍、農作業に興味がある参加者が70%、20代の学生が60%を占め、他県からの参加者96%、関東圏から53%で、ある大学の観光学科では単位取得ができる。
- ・ 「おてつたび」参加者のアンケートによると、参加者は時給の高さよりも「地域での経験を重視」し、特に地元の人とのふれあい、普段会えない人と会えることを高く評価している。

- ・ このように農作業に興味がある参加者が多いことから、「おてつたび」などの農村関係人口拡大につながる取組は重要である。

(2) 中山間地域に対する政府支援の現状

中山間地域の支援は農水省や総務省、国交省など多くの省庁が行っている。ここではそれらの支援の概要について述べる。

○農水省支援事業

- ・ 農村 RMO（地域運営組織）の設立、農泊事業（日本ファームステイ協会設立）、6次産業化事業、最適土地利用総合対策事業、獣害対策事業、地域計画立案事業などがある⁸⁾。
- ・ 農村 RMO とは、従来からあった地域運営組織（RMO）の農村版で、そこで暮らす人々が中心となって、暮らしを守るための様々な地域課題解決の取組に加え、農地保全活動などの農業に関係した取り組みを支援する事業である。
- ・ 地域計画（人・農地プラン）とは、23年の農業経営基盤強化促進法によるもので地域農業における中心経営体や、地域農業の将来の在り方を示す計画である。

○総務省などの農水省以外の他省庁支援事業

地域運営組織支援事業（RMO）、集落支援員事業、地域づくり協力隊派遣事業、特定地域づくり協同組合事業、小さな拠点事業、炭素クレジット事業などがある。

(3) 土地利用管理などの優良事例

土地利用管理などに係る島根県内外の優良事例は、次のとおりである。

○島根県内の土地利用の優良事例

県内の土地利用の優良事例は邑南町の農事組合法人・須磨谷農場で、筆者らは13年に現地調査を行った。具体的な内容は次のとおりである。

- ・ (農)須磨谷農場は05年に設立され、組合員数27戸（なお集落は全28戸、96人）、水稲85aとWCS用のイネ75a、繁殖和牛16頭(親牛13頭、育成牛3頭)などを飼育している。
- ・ 水田は約1.6haであるが、放牧地は水田を守るように周辺の山林16.2haを伐採して確保している。放牧地は大小合わせて8カ所あり、放牧地の比率は水田の10倍もある。
- ・ 太田忠男代表は「放牧地の面積も増え、おかげで以前に比べイノシシ被害がめっきり減ってきた。中山間地域で牛を入れるメリットは非常に大きい」と指摘した。
- ・ 放牧地での放牧は半年間である。餌が少なくなる11月中旬から約半年間は、太田家の裏山の4.2haの土地（ほとんどが山林）で給餌しながら放牧している。
- ・ 他地区に出て行ってしまった人の土地管理は、親戚の人に使用可能か聞いている。現在までは「集落で活用されるなら、どうぞ」と好意的である。

○耕作放棄地を活用したヒツジ飼育から高級ウール製品開発事例

Iターン者が耕作放棄地を活用してヒツジを飼育し、毛刈り・丁寧な手洗い・製品開発などを行う優良事例が、島根県大田市山間部の山口町にある。

- ・ 20年に女性代表が起業した繊維会社 KASAGI で、三瓶山の麓でヒツジを放牧

し「ヒツジの幸せが見えるウール製品」を届けるというコンセプトで、現在 1ha の土地にヒツジ 20 頭を飼育している。経営が順調なことから、今後は放牧面積を増やし、ヒツジの飼育頭数を増加させる考えである。

- ・ 他社からは国産羊毛生産はビジネスとして困難と言われながらも、手作りにより弾力・つや・光沢・なめらかさが素晴らしい高級羊毛製品を開発し、20年にジャパン・テキスタイル・コンテストで経済産業大臣賞した。23年にはディスカバー農山村の宝 AWARD で個人部門の優秀賞を受賞し、パリで開催される国際テキスタイル見本市に 2 年連続で出店して、フランス人から高品質が称賛され「どうやって作っているのか」と注目されている。
- ・ 羊毛の専門家によると、一般に日本の気候はヒツジの飼育に恵まれていないが、飼育場所は雲海が発生するなど激しい温暖差があり、ヒツジがしっかりと毛を伸ばすことと、島根特有の短い日照時間により紫外線の影響を受けにくいことから、飼育環境に恵まれていると評価している。
- ・ すべてが手作業の行程であるため、価格は靴下が 1 足約 7,000 円と大変高価であるが、環境保全やアニマルウエルフェアにも貢献することからメディアへの出演も増え、今後、国内のみならず海外への販売が期待される。
- ・ 耕作放棄地などを活用して牛やヒツジなどの家畜飼育の事例は多いが、本例のように高品質勝負で海外販売を見据えたビジネスモデルは極めて少ない。

○林地の権利調整事例：高知県の集落協定「陰切り協定」

中山間地域の持続的な振興には農地保全だけでなく、その周辺にある林地も合わせた対策が必要であり、その優良事例が高知県内にある。

- ・ 筆者は高知大学の社会学者だった大野晃教授の書籍の中に、同県仁淀川町内の集落に陰切り協定という集落協定があるとの記述を見た。この町は愛媛県と県境を接する山間地にあり、集落は急傾斜地の斜面にしがみつくように家が建ち、平家の落人が多いと言われている地域にある。08年に筆者は、協定書が存在する同町内集落の現地調査を行った。
- ・ 高知県内では高度成長が始まった 1960 年代、中山間地域から多くの住民が都会へ移住した。同時期に植林事業に対する政府補助があったため、移住者は移住前に耕作していた田畑に積極的に杉を植林した。
- ・ それに対して地域に残った住民から、成長した植林の木々の陰が田畑へ与える悪影響に対して懸念意見が出され、「陰切り協定」が締結された。協定書には、植林された木々が大きくなり、その陰が周囲の田畑へ悪影響を及ぼす際には「地主と相談なしに伐採してよい」と書かれ、集落全員の署名捺印があった。簡単な協定書ではあるが、筆者はこの書面を見た時、残った方々の気持ちがよく分かると同時に、「話し合いにより、よく協定書ができたものだ」と感動した。

4. 最適土地利用総合対策事業の概要

農水省の最適土地利用総合対策事業（以下、「対策事業」と呼ぶ）は 2021 年度から開始された交付金事業で、以下に対策事業の概要と取り組み方法を述べる⁹⁾。

○概要

- ・ 中山間地域における農用地保全による地域の活性化を図るため、地域ぐるみの

話し合いにより、土地利用概略構想を策定して、実証的な取組を行いつつ土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費や小規模な基盤整備費、周辺環境整備費などを総合的に支援する事業である。

○取組み方法

- ・ 実施には市町村、農業者、地域住民が参画する。
- ・ 下図のように取組みの Step 1 では、「地域ぐるみの話し合いにより、まずは営農を続けて守るべき農地を整理し、維持管理が困難な農地等においては、粗放的な利用を行うなど多様な土地利用の概略構想を策定し、実証的な取組を行いつつ、3年以内に「土地利用構想を策定」する。
- ・ 粗放的な管理等を行う農地等とは、営農を続けることが難しいエリアで、畜産や蜜源作物、花卉用の景観作物などを導入して管理を行うエリアである。
- ・ Step 2 では、土地利用構想に基づき、農用地保全のための各種ハードの条件整備や農業環境整備（農業用ハウス、簡易トイレ等）などの取組を選択して実施することができる。



図 1：事業実施のステップ



図 2：土地利用構想図

○対策事業の優良事例¹⁰⁾

対策事業の優良事例として、農水省の HP で次の事例が紹介されている。

- ・ 富山県立山町で実施中の対策事業では、町内のほとんどは圃場整備事業が実施済であるが、一部で未整備地区があるため、そこを粗放な管理地として事業を実施している。
- ・ 粗放地の事業としては、地域おこし協力隊によるハーブ（カモミール）栽培と、移住者によるポニーなどの牧畜の取組である。
- ・ 本地区の特徴は粗放地の管理を移住者が行っているケースであり、この場合は粗放地管理に対する地元住民への新たな管理負担は少ない。

5. A 地区を対象とした対策事業の事例研究

対策事業は中山間地域振興の有効対策になり得ることから、事例研究を行う。対象地区は島根県東部地域に位置し、2023 年に事業採択された A 地区であり、地区概要は次のとおりである。

(1) A 地区の概要と取組状況

○ A 地区の地区概要

- ・ 地区は標高約 300m の山腹に位置し、約 200 枚の棚田が広がる風光明媚な地域である。上部分は比較的平坦で見晴らしが良いため、02 年に棚田展望台(東屋等)が整備された。棚田の里山風景の撮影や棚田に広がる雲海を見に来る来訪者が多く、テレビで何度も放映されているが、上部分から見えない下部分はほ

とんどが耕作放棄地になっている。

- ・ 地区は戸数 35 戸・人口 70 人からなり、稲作を中心とした農業が実施されているが、農業の担い手組織はなく、農業の後継者不足が深刻な課題となっている。地区では離農があった農地の管理を各農家が協力しながら継続しているが、農地の荒廃が進み、昔は 30ha あった耕作地も、現在は 19ha 程度と大きく減少している。
- ・ 高齢化率は 69% と非常に高く、農業従事者はほぼ 70 歳以上で、農業後継者は 1 人しかおらず、今後の農地管理に大きな不安を抱えている。またイノシシの被害も拡大しており、その対策にも労力を費やしている。
- ・ 地区内に牛飼育をしている農業者がいたことから、島根県では高齢者でも耕作放棄地を簡易且つ低労力で維持管理可能な手法を検討するため、県土地改良連合会に委託して 11 年から 3 年間、牛の放牧実証実験を行った。地区最上部の耕作放棄地約 0.6ha を対象に、県中山間地域研究センターから放牧牛 2 頭借り受け放牧したところ、繁茂していた雑草が食べられ良い成果が出た。しかし、地元農業者による放牧までは実現しなかった。
- ・ 地区には現在、4 人の移住者が居住しており、小面積の稲作やマコモ栽培に取り組んだり、農泊による宿泊業の準備をしている人もいる。

○ 対策事業の取組状況

- ・ 対策事業は 23 年度に採択され、現在は 3 年計画の 2 年目に当たる。1 年目及び 2 年目の前半には、移住者も含めた地域ぐるみの話合いが 3 回行われた。その結果、参加者からは少なくとも見える範囲は耕作して良い景観を保ち、全国に誇れる棚田の風景を残したいという共通の目標が語られ、管理できるエリアは 19ha とされた。粗放的管理地は 0.47ha で、桜の植林や榊栽培などが立案されているが、残りの約 11ha は従来通りの耕作放棄地のままである。
- ・ 今まで現有の農地管理だけで精一杯であった農業者は、対策事業により更に粗放地も追加管理しなければならないため、持続性が懸念されている。また大きな面積を占める下部分の耕作放棄地はそのままであり、何らかの対策が求められている。

(2) 現地調査結果



写真：A 地区の下部分の現状

- ・ 地区の下部分には小面積で 2~3 か所の水田や畑地があるが、ほとんどは写真のような耕作放棄地であり、セイタカアワダチソウやクズ、カヤなどが繁茂している。しかし、幸いなことに竹や樹木は繁茂していない。
- ・ 道路は 08 年、農道整備事業でコンクリート舗装された農道が上下方向にありアクセスは良い。
- ・ 灌漑用水は上流のため池から用水路が整備されているため確保できる。
- ・ イベントとしては棚田実行委員会（構成員 21 人）により、毎年、田んぼの学校として田植えや

収穫体験が実施され、近隣から多くの参加者が訪れている。

6. A地区の対策事業についての現状分析と考察・提案

前述の県内外の優良事例を参考にしながら、A地区の現状分析と考察・提案を行う。

○現状分析

- ・ A地区で現在行われている Step1 の地域ぐるみの話し合いでは、現在の農業者が管理できる農地と移住者が希望する稲作地やマコモ栽培地が、営農を続けて「守るべき農地」として整理されている。「粗放な管理地」としては桜などの植栽案が計画されているが、草刈りなどは地元住民が担わざるを得ないことになっている。このため、地元住民は今まで以上に管理作業が増えることになり、事業の持続性が懸念されている。
- ・ 現状の話し合いでは、将来の可能性のある新たな農村関係人口や移住者が参加した活動は考慮されていない。自然環境が少ない人工的環境の中で生活する都市住民の中には、精神的な弊害を招き仕事そのものにも悪影響を及ぼすのではないかと不安を感じる人も少なくないため、都市住民と農村住民による新たな里山管理方式も始まっている¹¹⁾。このことから、話し合いの中では新たな農村関係人口の参加を考慮した計画立案が必要である。
- ・ 地区では高齢化が進み、地主が高齢化により介護施設に入ったり、死亡に伴い土地の権利が都会の息子に相続されたり、中には「耕作放棄の土地を触らないで欲しい」という都会在住の地主も出てきている。今後、更に多くの不在地主が出る事が確実であることから、耕作放棄地利用に対する土地の利用権調整が難しくなることが容易に想像できる。

○考察

前述の現状分析から、次のような考察が考えられる。

- ・ 現在の Step1 の話し合いでは、土地利用構想が議論されているが、その前に土地利用の概略構想立案が必要だと考える。
- ・ そこでは①将来のあるべき姿（将来ビジョン）を明らかにし、そのために必要となる②土地利用の現状把握と土地利用権の情報整理を行う。整理対象は農地・耕作放棄地だけでなく、周囲の山林も含めて整理することが効果的である。
- ・ 土地利用権の整理理由は、集落及び耕作放棄地の周辺の山は、価値が低くほとんど管理されていない林地あるいは竹藪で、イノシシなどの獣害の発生源でもある。これらの地元住民にとっての未利用資源は、前述のようにそれらの土地利用に興味を持っている者からすると、貴重な資源になり得る可能性がある。そのため「どこに・どのような資源が・どの程度あり、その利用条件など」の情報を欲しているため、この段階で情報整理をしておく必要がある。
- ・ 土地の権利整理は、できるだけ早期に実施することが望ましい。在外地主になると、地元の現状が分からないため、協力を得るのが非常に難しくなってくる。

○提案

前述の現状分析と考察を踏まえ、Step1 の土地利用構想の立案前に、次のような土地利用概略構想の立案を提案する。

- ・ 概略構想の第 1 段階として、地区の①「将来ビジョン・夢を語る」必要がある。現在居住している住民の活動に限定せず新たな農村関係人口の参加も考慮して、例えば耕作放棄地での家畜飼育やドッグラン場など「こうなったらいいなあという夢・将来の望ましい姿」について語ってもらう。これは将来、他地区からの移住や農村関係人口の参加による新たな里山管理の取組の一つの目印となり得る。
- ・ 次に、国土調査による地籍図を見ながら、②土地利用と権利の現状を整理する必要がある。集落周辺の農地・耕作放棄地と周辺林地も含めて、個人や集落が所有する農地や森地の地籍（地番）ごとの「所有者を明確化」する。それにより「誰がどこの所有者であるか」が分かる。
- ・ その後、それぞれの土地の管理状況（耕作放棄地、雑木地、植林地、竹林など）及び利用条件（販売希望・無償貸与可能など）を明らかにした「③土地利用権整理表」を作成する。また、土地利用条件が分かり易いように、地図に色分けする。
- ・ 「土地利用権整理表」を基に、地主に加え不在地主にも協力を求めて「④集落土地利用協定書」を作成し署名捺印する。土地以外の未利用資源の空き家などについても、同様に覚書に入れるのが効果的である。
- ・ これらの「集落協定」のデータを⑤SNSなどで発信し、「やるきモン」や新たな農村関係人口に対して地区への来訪を促す。地区で毎年実施されている田んぼの学校（田植えや収穫祭）のイベント時にも、地区外から訪れている人たちにこれらの情報を提供すると同時に、情報発信を依頼する。また地区内に居住している I ターン者などにも情報発信を依頼する。
- ・ なお外部から未利用資源の活用申し込みがあった場合は、集落代表を含む役員が面接して、OK の場合は地主と申込者が正式な協定書を結び、事業を実施してもらう方法が望ましいと考える。

7. まとめ

中山間地域は経済的な側面だけでなく、下流地域の水源保護や洪水防御などの多面的な機能を備えている重要な地域である。しかし、その地域は人口減少や獣害の多発などから地域の持続的な維持管理が難しくなっている。

中山間地域支援対策として最適土地利用総合計画事業が 2022 年から開始された。島根県内で採択された A 地区を事例に考察すると、地区内で大きな面積を占める耕作放棄地や周囲の山林などの土地の権利調査・整理がされていないまま、現在居住の住民だけで管理できる土地を対象に土地利用構想が考えられており、概略構想の段階が見当たらない。また将来参加する可能性がある新たな農村関係人口や移住者による活動も考慮されていない。

このことから土地利用構想立案前の概略構想段階では、現在居住している住民の活動に限定せず新たな農村関係人口の参加も考慮して、将来の集落ビジョンを明らかにする必要がある。そして彼らが参加しやすいように土地の権利と土地利用状況の把握、さらに未利用資源の洗い出しと使用条件などを整理した「**集落土地利用協定**」を締結し、それらの情報を外部へ発信する必要があると考える。

この提案が今後の事業の参考になれば幸いである。

引用文献

- 1) 食料・農業・農村基本法 [index-12.pdf \(maff.go.jp\)](#) 農水省 (2024)
- 2) 人口戦略会議：人口ビジョン、安定的で成長力のある「8000 万人国家」へ、[01_teigen-1.pdf \(hit-north.or.jp\)](#) (2024)
- 3) 武山絵美：展望・中山間地域の未来を創造する、農業農村工学会、水土の地 Vol.92、pp1～2 (2024)
- 4) 林野庁：森林・林業・木材産業の現状と課題、[210831nousui_ref01_02.pdf](#) (2024)
- 5) 内閣府：農山漁村に関する世論調査 (2021) <https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-nousan/4.html>
- 6) 日経スペシャル・ガイアの夜明け「“やっかいもの” を活かす～竹から始まる SDG s」
24.10.06 放映
- 7) 鉄に代わる「竹筋コンクリート」戦前技術に再脚光―東北の産学、実用化目指す 日刊工業新聞 2023 年 11 月 24 日
- 8) 農林水産省：中山間地域の農業の振興、食料農業農村白書、令和元年度 [c3_2_00.pdf](#)
- 9) 農水省最適土地利用総合事業：
 - ・ <https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/saitekitochiriyo-8.pdf>
- 10) 富山県立山町：最適土地利用計画事業：
 - ・ <https://www.youtube.com/watch?v=k7RkkLhx7DM>
- 11) 新たなコモンズの創造 農業研究機構理事 三田村強、2004 年